

中野区教育委員会会議録 平成20年第1回臨時会

○開会日 平成20年2月1日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時05分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	高 木 明 郎

○議事日程

日程第1	第3号議案	中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて
日程第2	第4号議案	中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続きについて
日程第3	第5号議案	中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続き

について

- 日程第4 第6号議案 中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について
- 日程第5 第7号議案 中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に係る意見について
- 日程第6 第8号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

午前10時01分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第3号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育担当課長

それでは、第3号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、そこにありますとおり、中野区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償基礎額について規定を定める必要があるというものでございます。

恐れ入りますが、改正案文がありますが、その次に新旧対照表があらうかと思えます。これに基づきましてご説明をしたいと思います。

まず、新旧対照表、右が現行、左が改正案というところですが、基本的に、学校医の先生方等がその職務を行うに当たって公務災害になったときの補償、その補償基礎額というものの改正ということでございます。例えば休業補償といったようなものでございまして、1日につきその補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する等々、補償の基礎になる額というものです。まずは、その第3条第3項のところですが、これは扶養家族のある方についての補償の基礎額の改定ということでございまして、現行、下線が引いて

ございますが、484 円が 450 円、それから、下のほうにいきますと 134 円が 167 円になってございます。これは基本的には、東京都立学校の同様の規定の条例、あるいは、さかのぼりまして、東京都職員の医療職の扶養手当の規定から積算されているところでございますが、毎年改定されていますその数値の変動に伴ってこのような額になっているところでございます。

恐れ入りますが、一番後ろのページをごらんいただきたいと思います。これは、第 3 条の別表関係でございますが、補償基礎額のうちの、扶養ではなくて、いわば本体部分というのでしょうか、給料表に基礎を置くものの補償基礎額についての金額の変更ということでございます。上欄が現行、下欄が改正案ということで、それぞれ学校医、歯科医師、それから学校薬剤師について、経験年数ごとに基礎額が上がるようになってございますが、それぞれの数値について改定が行われております。おおむね現行から、改正案では補償基礎額が下がっているというところでございます。これは、東京都の医療職給料表の改定によりまして、医療職給料表が下がったということに連動しているところでございます。

ちなみに、この学校医等につきましては、東京都内の——これは中野区の条例でございますが、東京都内における学校医等の公務災害補償基礎額については都内すべて同じになるというようなことになってございます。

簡単ですが、以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いをいたします。

高木委員

ちょっと基本的な質問をしたいのですが、学校薬剤師さんが災害を受けるというのは、例えばどんなケースなのでしょう。学校医さんとか歯科医師さんは学校に行って健診とかで、万が一というのはイメージがわくのですが。

学校教育担当課長

実際といたしまして、中野においてはそういう実例がないということがあります。例えば学校医の先生方ですと、一緒に遠足に行っけがをされるとか、あるいは診察中とかあります。学校薬剤師の方も、学校のプールに来て水質を検査したりということがございますので、何らかの形でそのときにけがをされるということも可能性としてはあるということを考えてございます。

高木委員

わかりました。

山田委員長

今の件を補足いたしますが、区立の学校については、産業医というものの選定はないのですね。ですから、産業衛生だとか環境衛生測定などについては学校薬剤師の方をお願いしているという事情がございます。なお、都立学校につきましては産業医が選任されてい

るといふことがあります。

私のほうから一つ教えていただきたいのですが、学校医、学校薬剤師、学校歯科医は各校の人員配置が決まっているかと思うのですが、中野区において、歯科医については複数配置みたいなことがあると思うのですね。そういった場合の補償というのはどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

というのは、学校歯科医の先生方は、例えば各校に2人とか3人という配置がされていて、「主たる先生はことしはこの先生です」ということなのですけれども、その辺、中野区独自のことだと思うのですけれども、実際に公務災害が発生したケースはあったという事例は余り報告ないと思うのですけれども、どのようにお考えいただいているか。

学校教育担当課長

おっしゃるとおり、複数制をとっておりまして、その中で主任というのでしょうか、そういう方を決めていただいています。ただ、この公務災害というのは、実際に傷害なり何なりを受けられた方が対象ですので、同時に受けられた場合というのものもあるでしょうけれども、実際にけがとかをされた方について適用されるということでございまして、特に全員にということではない。対象としては全員ですけれども。

山田委員長

要するに、公務災害が発生した場合に、その資格ということでは、学校歯科医として、1名であろうが複数であろうが、一応公務災害の補償は関係するというふうに考えてよろしゅうございますか。

学校教育担当課長

さようでございます。

山田委員長

その辺をちょっと確認したかったのです。ありがとうございます。

飛鳥馬委員

大規模校だと、予防接種や何かで複数の校医さんがいらっしゃってやってくれることがあるのですが、ほかの学校で校医をやられている方が一緒に来る？ 全然校医さんになっていない方が来るということがあるのでしょうか。その辺が今のと関連ですが。校医さんに頼まれて来るという。私も2人ぐらい来てもらったことがあるのですけれども、そういう資格などもちょっとわからなかったのですけれども、それはどうなのですか。校医でなければ頼めない？ これがかかわってきますよね。

学校教育担当課長

予防接種とか、緊急にとか、やるような場合には、校医の先生が中心にはなりますけれども、そのほかに、医師資格のある方であれば個別にお願いするということはあるかと思えます。

山田委員長

あくまでこの案件は「学校医」という名のもとでございますので、例えば応援に来たドクターについてそれが適用されるかというのはわかりませんが、一応、ドクターの職務として行うということはあるかと思えます。ただ、今学校で集団で予防接種をするというケースは、今のところは余り発生がないというふうに考えているのですけれども。

大島委員

今回の改正というのは、東京都のこういう問題に関する条例が改正になった関係で、それと中身を合わせるために中野区も改正をするという理解でよろしいですか。

学校教育担当課長

中野区の条例でございますので、合わせなければならないということはないのですが、事実上、都立学校の学校医の先生、それから公立の幼稚園の先生方、すべて同じ金額でございますので、各区、他区も含めまして同様の金額にするために改正するものでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第3号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

続いて、日程第2、第4号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

第4号議案の「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」、上程いたします。

今回の改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行によりまして、育児短時間勤務制度が導入されました。それに伴いまして、育児短時間勤務職員の勤務時間等の取り扱いに関する規定の整備を行うものでございます。この育児短時間勤務制度は、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度を導入するものでございまして、対象となる職員は小学校就学までの子を養育する常勤の職員という形になっております。勤務パターンとしては、1日当た

り4時間の勤務、それから1日当たり5時間の勤務、週3日の勤務、週2日半の勤務形態から選択することができるという形になってございます。この制度の導入に伴いまして、本条例について育児短時間勤務職員の勤務時間等について新たに規定を整備し直すということでございます。

では、別刷りになってございますが、新旧対照表に沿ってご説明をさせていただきます。

大きく変更になりました部分につきましては、まず、第3条の第2項におきまして、1週間の正規の勤務時間について新たに規定をされたものでございます。それから、その1ページの一番下でございます第4条の第1項の正規の勤務時間の割り振りについても、この育児短時間勤務職員についての割り振りについて規定がされてございます。

それから、裏面でございます。第5条では、週休日について規定を変えなければなりませんので、その部分が変わってございます。

そして、第6条は、その週休日の振りかえについて。第6条の第2項に短時間勤務職員についてのを改めて入れてございます。

そして、3ページ目でございます。第9条につきましては、宿日直について。第10条につきましては超過勤務について。これについても、超過勤務を命ずることができる場合についてのことが書かれてございます。第15条につきましては、有給休暇の付与日数について規定が改めてされたということございまして、これの施行日につきましては平成20年4月1日を予定してございます。

なお、年次有給休暇等の取り扱いについては、また別途の規則で定めることとなります。

簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いたします。

私からですけれども、育児短時間勤務ということの定めは、どこでいつから定められたか、もう一度教えていただきたい。

指導室長

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部ということで、国のほうがまず定めてまいりました。そして、23区の統一の組合交渉を経まして、今回、区のほうも組合交渉が済んだということで、中野区全体のものに関してこのような形で条例改正が今後行われるという予定になっております。その中の、教育委員会に係る幼稚園の職員の部分という形になっております。

都の職員のものに関しましてはまだでございまして、今後の予定になっております。7月1日……。

山田委員長

地方公務員だけですか。

指導室長

そうですね。

山田委員長

国家公務員は……。

指導室長

国家公務員にかかわる対応も踏まえてございます。これは 18 年 8 月 8 日に人事院からの意見の申し出がございまして、国家公務員にかかわる対応を踏まえて地方公務員もという形になっております。

山田委員長

そうしますと、就学前の育児に関係している職員については、申し出があれば、週 40 時間ではなく、1 日 4 時間ということになりますと週 20 時間の勤務を正規職員に認めるということでございますね。

指導室長

はい。先ほどお話しした 4 パターンの勤務を認めるということでございます。

大島委員

これは、いわゆる少子化ということも背景にあって、子育てと仕事を女性が両立しやすいようにというような政策的な背景からきたものだと思ってよろしいのでしょうか。

指導室長

先ほどの地方公務員のほうの改正については、趣旨が、公務においても長期間にわたる育児と、今までよりも仕事の両立が可能となるようにということ、やはり少子化対策ということというふうに趣旨が説明されております。

山田委員長

発端は、内閣府の男女共同参画とかそういうところからきているのではないかと思うのですけれども。

高木委員

ちょっと確認をしたい点があるのですが、この規則の割り振り方ですと、全く勤務しない日を設定できるようにとれるのです。つまり、40 時間の正規の勤務の中に短時間勤務を丸々 8 時間設定できる。私学も含めて、通常、民間だとないのかなと。ただ、女性が継続して仕事をしていくという部分では非常にいいと思うのですけれども、幼稚園の現場だと大変なのかなと。逆に、1 日休みのほうが、その日にほかの代替の教員を確保しやすいというのもあるのかなと、ちょっと微妙なところなのです。それが 1 点。

あと、育児休業ですから、必ずしも女性だけではなくて、男性でもこれは法令・条例の定めるところによって取得が可能になるのか。

この 2 点、お聞きしたいのですが。

指導室長

1 点目でございますが、並立任用ということができるようになってございまして、先ほ

どの4パターンのうちの1日当たり4時間というパターンと週2日半という勤務パターン  
の場合は、そういう方がお2人いれば、並立任用ができるという形です。同じ取得をする  
パターンを希望なさる方がいると、1人分という言い方は変ですけども、そういう任用  
ができるというふうになっています。1日当たり5時間とか週3日という形になりますと、  
そういう並立任用ではなくて、いわゆる残りの時間の対応は臨時職員対応という形になり  
ます。ただ、具体的には、その4時間のとり方はどこでとってもいいことになってござい  
ます。5時間のとり方も、その1日8時間のうちのどこでとってもいい形になってござい  
ます。

2点目については、委員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

飛鳥馬委員

区としては、勤務時間は1週間16時間から32時間までの範囲内で教育委員会が定め  
ると書いてあるのですが、教育委員会が定めるのではなくて、本人の希望で決まると  
いうことなのですか。この16時間から32時間までの間であれば。その間だよということ  
を教育委員会が決めるのですか。1ページの改正と現行のほうの第3条の3項、真ん中で  
す。右側に「16時間から32時間」とありますが、これは、ご本人の希望で、16時間から  
32時間の間であれば、半日ずつでも、2日でも、4日でもという、そういうとり方ができ  
るというふうに思っているのですか。それとも、中野区として決めるとか何かあるのでし  
ょうか。それはないのですか。

指導室長

第3条2項のほうに、「承認を受けた職員」というふうになりますので、本人の意向だけ  
ではなくて、これはきちっと承認を受けて、中野区教育委員会として定めるという形にな  
りますので、本人の希望だけという形にはならない。承認が必要であろうという形になり  
ます。

飛鳥馬委員

でも、人によっては、16時間勤務の人、32時間の人は違いが出てくるわけですね。と  
り方というか、働き方で。

指導室長

はい。先ほどのはぴったりと1日当たり4時間をとる方がお2人いればあれですけど  
も、4時間の方と5時間の方があると、その並立任用という形にはできないという形にな  
ります。

山田委員長

3条の3項は再任用ですから、違うのではないですか。もう一度確認させてください。

指導室長

申しわけありません。第3条の第3項については、短時間勤務職員の中の再任用のもの  
になりますので、その部分は違いまして、普通の短時間、私がお話ししました第3条の2

項につきましては、正規のほうの短時間勤務職員のほうのお話をいたしました。

大島委員

ついでといっちは何ですが、私も再任用というのがちょっとよくわからなかったのです。再任用短時間勤務職員というのはどういう働き方の方なのでしょう。

指導室長

基本的に、再任用という部分につきましては、一度定年退職をなさった方々、退職なさった方々がさらにまた働き続けるという形なのですけれども、再任用短時間勤務職員という部分は、再任用の中に、フルタイムと短時間とございます。フルタイムというのは、いわゆる常勤の教員と同じ部分をする人間で、再任用の短時間というのは、もともとずっと短く、週4日ですとかというような勤務体系になっている職員のことを言います。

大島委員

そうしますと、再任用の短時間勤務職員の方は、この3項のところですが、一人一人について、Aさんは何時間、Bさんは何時間というふうに教育委員会とその方との協議とかで決めるということなのでしょう。

指導室長

はい、そのようになってございます。ですので、これは、先ほど言い方が悪かったので、すけれども、いわゆる育児休業の部分とはちょっと違いまして、これは再任用の短時間勤務職員というものに関しての勤務時間のことでございますので、その方の短時間育児休業というのはこの項は別でございます。

山田委員長

そのほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第4号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定をいたします。

<日程第3>

山田委員長

続きまして、日程第3、第5号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第5号議案、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続に

つきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず提案理由でございますが、平成 19 年特別区人事委員会勧告に伴う中野区立幼稚園教育職員の給与改定等について、関係規定の整備を行う必要があるということ。それからまた、あわせまして、先ほど勤務時間等の条例改正のところでも出ましたが、育児短時間勤務の制度の導入に伴いまして、そちらのほうの給与等に関する必要な規定の整備もあわせて行うことといたしてございます。

それでは、条例の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

まず、新旧対照表の 1 ページ、第 7 条の 2 をごらんいただきたいと思ひます。改正案のところでございます。こちらの 7 条の 2 につきましては、新たにここに条文を新設してございます。これは、地方公務員の育児休業に関する法律の改正によりまして、育児短時間勤務制度が導入されたことに伴い、当該職員の給料月額を定めるという規定をここに置いてございます。この規定の内容をちょっとかいつまんで申し上げますと、この育児短時間勤務職員ですが、常勤の正規の職員でございます。その職員の給料については、正規に勤務していた、要するに週 40 時間フルに勤務していたときに受け取っている金額に、実際に短時間で、例えば週 20 時間というような形で勤務した場合、40 分の 20、つまり、本来 40 万円もらっていた職員でありますと、この短時間の勤務制度が導入された場合、その 40 分の 20 ですから、半額の 20 万円というような形で給料月額が定まるという内容でございます。

次に、第 7 条の 3 でございます。これは前条の 7 条の 2 が加わったことによりまして条文が一つずれてございまして、また条文の番号が必要な変更をしております。

それから、第 20 条の 4 項をごらんいただきたいと思ひます。こちらにつきましては、育児短時間勤務職員制度の新設によりまして、超過勤務手当の単価の規定を整備するというものでございます。

続きまして、2 ページの 22 条でございます。こちらは、勤務 1 時間当たりの給与額の算出というものでございます。1 時間当たりの給与につきましては、例えばその職員の超過勤務手当とか、いろいろな手当等の基礎数値となる部分でございますので、この育児短時間勤務職員制度の導入に当たりまして、その職員の 1 時間当たりの給与の算出額の規定を行ってございます。この 22 条の第 1 号、(1)のところはこの育児短時間勤務職員の 1 時間当たりの給与の算出の規定を置いているところでございます。

以上が、育児短時間勤務職員の導入に伴います必要な給与等に関する条文の改正でございます。

続きまして、第 24 条は、語句等の整理を行っている部分でございます。

それから、3 ページ、30 条をごらんいただきたいと思ひます。ここの 30 条につきましては、このたびの給与改定に伴います必要な条文の改正を行ってございます。30 条では、

勤勉手当についての支給割合の引き上げについて改正を行います。今回の人事院勧告によりまして、職員につきましては、勤勉手当を0.05カ月引き上げることになってございます。したがって、これまで一般職員の場合ですと0.725カ月でございましたが、それを0.75カ月、100分の75ですね。それから、管理職員につきましては0.925カ月の支給割合でございましたが、これが0.05カ月引き上げまして0.95カ月、100分の95というような形に改定をしております。

なお、今回の給与改定に伴いまして、給料月額表の給料表も改正になっておりまして、これは議案のほうの4ページ以降に新しい給料表が載っております。こちらのほうに給料表が改正ということとなります。

また、新旧対照表のほうに戻ります。3ページの下段以降は附則についてでございますが、5ページのところの附則でございます。こちらのほうが今回の条例改正に伴いまして新たに付け加わります附則でございますが、この最初のところ、この条例につきましては平成20年3月1日から施行するということとしてございます。ただし、7条の次に1条を加える改正規定並びに7条の2、第20条第4項、第22条及び第24条第2項の改正規定は同年4月1日から、第24条1項の改正規定及び附則第6項の規定は交付の日からとなっております。これは、今まで申し上げましたが、給与改定に伴います改正については、給与の支給等々に関係いたしますので、3月1日から施行すると。それから、育児短時間勤務制度の導入については4月1日から、新年度から制度の導入を図るということでございます。その他、関係の語句の整理等々については交付の日から、そんな形になってございます。

以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

基本的な質問で申しわけないですけれども、中野区立幼稚園の職員の給与というのは東京都から出ているというのではなかったのですかということ。つまり、給与を中野区の条例で決めていたのでしょうかという基本的な質問ですが、お願いします。

教育経営担当課長

区立幼稚園の幼稚園教育職員につきましては、区の職員でございますので、その任用、また給与の支給等につきましては区で行ってございます。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。先ほどの育児短時間勤務の導入に伴っての給与の改正ということでございますが、よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第4>

続きまして、日程第4、第6号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、自己に関する案件については会議に出席できないこととなっております。ただいま上程いたしました議案はこの規定に該当いたしますので、教育長はここで退席をお願いいたします。

(教育長退席)

山田委員長

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第6号議案、中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地域手当を廃止するとともに、給料及び期末手当の額を改める必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出るということでございます。

裏面のほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について、区長に申し出る意見につきましては、その内容といたしまして、「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に当たり、区長から意見を求められた別紙条例案について同意します」という内容で今回提案させていただきましたが、その可否につきましてのご審議をお願いしたいと思います。

ここで今回の改正につきまして、この改正のもととなりました中野区特別職報酬審議会の答申を受けての今回の改定ということにつながるわけですが、その特別職報酬審議会の答申についてまず最初にご紹介申し上げたいと思います。

この報酬審議会につきましては、議員、区長、副区長、常勤の監査委員の特別職の報酬の適否について審議をするという区長の附属機関でございます。この報酬審議会の答申の中で、一つ目といたしまして、現在の特別職の報酬額の適否については、現行どおり、要するに据え置くということが適当であるという答申がございました。それからもう1点は地域手当でございます。地域手当につきましては、人事委員会の勧告がございまして、現

行 13%、これが今回 14.5%に引き上げられましたが、最終的には平成 22 年度までに 18%まで段階的に引き上げていくということを人事委員会のほうは勧告してございます。それに伴って給料のほうはそれに相当する額を減額するということになってございます。したがって、給料と地域手当を合わせた額については同額の水準でということになってございます。

ところが、特別職につきましては、給料については条例でこれを規定しているわけございまして、一方、特別職につきましても地域手当が支給されてございます。地域手当が 13%から順次 18%に引き上げられていくということになりますと、一般職のように、それに伴って給料が同額減額されるということがないので、特別職の報酬についてはこれが順々に上がっていくというようなことになります。そういったことを解決するというようなことから、今回、報酬審の答申におきましては、この地域手当を廃止しまして給料に組み入れるというような形で、その給料の月額について地域手当を含めた額について全体として判断をしていくというようなことになったものでございます。そういった報酬審の答申を受けまして、区長等の給与を改正するということでもございましたが、あわせて教育長の給与等についても同様に改正をしたいということで、今回、区長のほうから教育委員会に対して意見が求められているというものでございます。

教育長の給与の改正の内容でございまして、これにつきましては新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、この第 2 条でございまして、現行の教育長の給与月額につきましては 75 万 5,000 円でございます。これを 85 万 3,100 円にするということでもございますが、これは、先ほど申しました地域手当を廃止すると、地域手当は現行 13%でございまして、この 75 万 5,000 円に 13%を掛けますと 9 万 8,150 円になります。この 9 万 8,000 余を 75 万 5,000 円に足しますとちょうど 85 万 3,000 円ということで、地域手当の分をこの給与のほうにそのまま組み入れるというのが第 2 条。

第 4 条、第 5 条につきましては、現行地域手当を支給することができるという規定になってございますが、その部分の地域手当を削除してございます。したがって、地域手当は出ない。その分についての同額は給料のほうに含まれるというものでございます。

次に、第 5 条の 2 項でございまして、こちらにつきましては、期末手当の支給についてでございますけれども、現在、期末手当の支給につきましては、給料に一般職の職務段階加算、それから管理職加算、これらを加えまして、教育長も同様の支給となっているものでございますけれども、先ほど申しました地域手当を合算するというようなことから、この支給月額の調整を行ってございます。もとはふえますので、したがって、同額のまま置くということとなりますと、支給の月数を若干調整して少なくするという形になります。したがって、3 月に支給する場合は現行の 100 分の 25 から 100 分の 24、それからまた、6 月、12 月に支給する分については現行の 100 分の 165 から 100 分の 162 というような形

で若干の調整を行っているというようなことでございます。このことによりまして、最終的には現行と同額が支給されます。なお、この条例につきましては、最後の附則でござい  
ますが、3月1日から施行するということとしてございます。

以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

高木委員

100分の45とか100分の24とか、たくさん数字が出ていて、ちょっと計算ができない  
のですが、要は、報酬審議会では据え置きという答申が出て、そのとおりやっただと。つま  
り、上がらないということではよろしいかという意見聴取が区長からきたので、「よろしいで  
す」と返しませうかというご提案と理解してよろしいのでしょうか。

教育経営担当課長

それもでございます。それは額についてでございますけれども、あと、支給といいますが、  
給料の中身が変わってくるということで、これまで給料は給料、地域手当は地域手当とい  
うことで支給していたのですが、今回、その地域手当を廃止して、これを給料のほうに組  
み入れる形。そういたしますと、給料のボリュームが膨らみますので、例えばそれがいろ  
いろな形で期末手当とかほかに反映しますので、そういった期末手当等の支給割合なども、  
全体の額をとにかく抑える中で割合を調整してということで、その全体としまして、今回  
この条例の中に入れてございます。

大島委員

地域手当を廃止するというのは、何か理由があつてのことなのでしょうか。

教育経営担当課長

先ほどもちょっとご説明いたしました、これから一般職の職員につきましては、この  
地域手当を平成22年度までに段階的に18%まで引き上げるということとなっております。  
特別職の場合、給料のほかに、これまでそういった形で地域手当も一般職と同じよう  
に出されていたわけですが、一般職の場合は、地域手当を増額するに伴って、給料のほう  
をそれに合わせて同率減額する、調整をするということになってございます。ところが、  
特別職の場合については、給料は毎回1件ごとにといたしますか、条例で決めていくわけ  
でございますので、そうなりますと、毎年毎年、そういった形で地域手当の増額と合わせる  
形で調整を図らなければいけないということになりますので、非常に手間もかかるとい  
うことで、それだったら、地域手当——この地域手当につきましても、従来から報酬審議会  
の中ではいろいろ議論があつたのですけれども、この際、特別職についてはそれを合体して  
給料の中に入れて。そのことによって調整を図っていくというようなことになったわけ  
でございます。

山田委員長

1点教えていただきたいのですが、その地域手当というものの算定の根拠は何なのでしょうか。

教育経営担当課長

地域手当は、基本的には生活給的な意味合いを持って、それぞれ職員の勤務するその地域の生活実態といいますか、生活水準といいますか、そういったものを反映した中で決まってくる。したがって、都市部と地方などの場合の生活の水準等々については、この地域手当によって調整を図る、そういった意味合いのものでございます。

飛鳥馬委員

住宅手当とか、一般的なことではわかると思うのですが、地域手当というのは一般にはなじみがないのかなと思います。ただ、これはいろいろな論争がありますよね。今までは高度経済成長の波に乗って、ほとんど日本全国一律というか、差がない形で給料が決まってきたと思うのです。公務員の場合。だけれども、それはおかしいという声が出ているよね。やはり大都市は生活費がかかるんだ、地方は安いんだ、そういうのがありますけれども、そういう世論といいますか、そういうものと今の18%までアップするという、その辺のところがちよっとよくわからないのです。13%を18%にするという、その考え方がちよっとわからないのですけれども、それはどうなのでしょう。東京だから、あるいは大都市だから18%なのか、全国的にそういう地域手当というのを上げていくという考え方があるのかどうか、その辺がちよっとよくわからない。地域で差があるのだろうけれども。地域、地方は下がるのでしょうかね。

教育経営担当課長

給与の決定については、できるだけ実情を反映するという原則がございますし、例年、公務員の場合ですと、給与の決定については民間企業等の給与実態等を調査してやってございます。そういった中で、地域的なそういったものもございまして、この地域手当等につきましても、既に国のほうが先行して実情を反映するというような方向でやってございまして、東京都を初め、地方の場合につきましても、この地域手当——従来は最高率がもう少し低い割合でございました。そういった意味でこれを幅広く、最高18%というような形で、できるだけ現実の給与実勢といいますか、そういったものを反映する一つの対応策ということで、地域手当のほうも見直しが図られてきたと。それを受けて、特別区のほうも人事委員会の勧告として漸次18%まで段階的に引き上げを行うというような形で行ってございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

給与の手当のことについてのご審議がございますが、今回のこの議案につきましても、特別職の報酬審議会の答申に基づいて区長からの意見を求めるということでございますけれども、この点についてはよろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第6号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第5>

山田委員長

続きまして、日程第5、第7号議案「中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程します。なお、本議案につきましても、第6号議案と同様の理由により、教育長は退席のまま審議を進めます。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第7号議案「中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に係る意見について」でございます。

提案理由といたしましては、教育長の退職手当の額を改める必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出るということでございますが、その意見につきましては、裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。「中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に当たり、区長から意見を求められた別紙条例案について同意します」ということで提案をさせていただきたいと思っておりますが、その可否についてのご審議をお願い申し上げます。

その条例の改正内容でございますが、新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

その第3条でございます。この第3条に、区長等々、あわせて教育長についての退職手当の額を定めているわけでございますけれども、その教育長のところ、現行、勤続期間1年につきまして、給料月額に100分の200を掛けて得た額ということになっているわけですが、これを100分の177に改正するというものでございます。支給割合が減少するわけでございますが、これは先ほど申しました地域手当を今回見直しまして、教育長の場合、それを給料に同額を上乗せするといえますか、含めるというような形になりますので、給料月額がボリュームがアップする。それを同額の退職手当のまま維持するためには、その月数を、それに相当する額に相当する分を減じるということでございます。したがって、100分の200を100分の177、要するに地域手当をもとの数字に入れた分、それに相当する月数を減じるというような形で今回改正をするものでございます。

この条例につきましては、3月1日からの施行を予定しているところでございます。

以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

先ほど第6号議案で審議いたしました給与の手当の改定とも関係するものでございますけれども、いかがでしょうか。

大島委員

つまり、金額的には現行の水準を維持するために率を調整したということですね。

教育経営担当課長

はい、そのとおりでございます。

山田委員長

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定をいたします。

(教育長着席)

<日程第6>

山田委員長

次に、日程第6、第8号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育担当課長

それでは、「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」の議案の改正でございます。

提案理由といたしましては、そこにありますとおり、区立学校温水プール使用料の額を改定する必要があるというものでございます。

別紙になっておりますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この改定につきましては、区全体の施設使用料見直しの一環ということでございます。その関係で、既に昨年の10月に当委員会におきまして金額等の内容についてご協議をいただいたところでございます。その後、パブリックコメントなどを通じまして、区議会の第4回定例会におきまして関係の条例が改正されたというところです。ただ、この学校の温水プールの使用料につきましては、条例の委任を受けて、教育委員会の規則で金額を定めるということ

になってございますので、今回改正のお願いをするというものでございます。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。個人、団体、大人、子ども、それぞれの使用料につきまして現行 360 円が 400 円、180 円が 200 円。団体が使うものでプール全体を貸し切るものについては 4 万 1,900 円が 4 万 1,800 円、コースごとでは 7,000 円が 7,400 円ということになってございます。これは以前にご説明しましたが、施設使用料の見直しを 6 年前にやって、その見直しですが、今回、考え方につきましては、例えばその経費の中に職員人件費を入れたりとか、減価償却費を含めたり、あるいは施設の利用者の負担割合を定めたり等々、その計算の仕方を変えてございます。そういったこと、あるいは利用者数なども含めまして再計算をした結果がこの表のとおりになるというところでございます。

備考では、回数券についてございますが、これも単位当たりの使用料が変わりますので、変わってございます。ちなみに、この回数券の割引率につきましては同率でございます。

附則といたしまして、ことしの 7 月 1 日から施行ということで、これはほかの区立施設の使用料の施行と合わせているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。よろしくお願いたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いたします。

大島委員

この施設の利用料については、たしか先日、条例の改正でしたか、審議したと思うのですが、すけれども、この区立学校の温水プールの使用料というのはまた別にこの規則で定まっているというふうに理解していいのでしょうか。

学校教育担当課長

これにつきましては、中野区の行政財産の使用料条例というものがございます。そこで一般的に行政財産の使用料を定めることになってはいますが、その中で個別に委任をしているところです。このプールについては、その条例そのものには金額を定めておりませんので、条例改正がなくて、委任を受けた規則の中で金額を定めていますので、その規則を変える必要があるということでございます。

高木委員

該当する温水プールは、私もぱっと全部出てこないもので、どこ中、どこ中というのをもう一度ご説明いただきたいのと、あと、値上げ幅がミニマムで、本当は上げないほうがいいのでしょうか、ミニマムでよかったなと思うのですが、利用者に対する周知はどのようにするのかを簡単にご説明いただけますでしょうか。

学校教育担当課長

最初の場所ですが、二中と九中の 2 カ所でございます。もちろん、授業中は授業に使っていますが、それ以外の夜間とか日曜日ということですよ。

周知の方法につきましては、既にパブリックコメントで考え方をお示しました。ここ

で規則の改正の議決をいただければ、「教育だより」、あるいはホームページ、あるいは利用者のためのチラシのところで十分に周知したいと思っております。

飛鳥馬委員

直接、料金改定の話ではないので。利用状況ですが、2時間と1時間ですと、利用状況はどちらが多いのかということと、回数券を使っている方は多いのでしょうか。正確でなくていいです。感じとして。

学校教育担当課長

2時間単位、2時間を泳いで、それで入れかえ制になっています。したがって、2時間のほうを希望される方が多いということです。

回数券につきましては、把握はしているのですが、ちょっと私の手元に資料がないのですけれども、定期的に利用される方については16%ばかり割引ですので、利用されているのではないかと思います。

山田委員長

私から1点です。

今、2時間という単位が出ていますけれども、プール全体が1時間30分以内と定めていますよね。一方で、プール1コースは1時間30分から2時間以内。ここに差異が出たのは何か、教えていただけますか。

学校教育担当課長

プール全体というのは、要するに団体の貸し切りということで、具体的には水泳協会が水泳教室を開いています。したがって、その時間帯は、例えば午前中なら午前中は一般開放はなしで、その協会のほうで教室を1時間半単位に区切ってやっているという関係です。

プールのコース貸しのほうは、一般開放のやっている時間帯と同じ時間帯でやりますので、その途中でかえたりするのはやはり混乱を招くということで、基本的に2時間単位になっています。単位を合わせるというようになっております。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。区内施設の施設使用料の見直しに伴って、教育委員会が関係する学校施設の開放に伴っての規則の改正でございますが、よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第8号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第1回臨時会を閉じます。

午前11時05分閉会